

ごみの減量とプラスチックを資源として有効に利用するために

平成20年度からプラスチック等の分別が変わります!

江戸川区の取り組み

これまでのプラスチック等の不燃ごみ
3通りの分別に変わります。

資源

容器包装
プラスチックには
必ずついています。

容器包装プラスチックで内容物が付着していないもの
※プラスチック類を汚さずに、良質な資源とするため。

燃やすごみ (可燃ごみ)

ゴム製品や
皮革製品も
燃やすごみに
変更します。

マヨネーズやレトルト食品の袋など汚れているもの、
おもちゃ・日用品などのプラスチック製品

燃やさないごみ (不燃ごみ)

ビニール傘・電気コードなどの金属部分が
はずせないプラスチック製品

きちんと分別して、それぞれ処理します。

再生品 化学原料に 生まれ 変わります

プラスチック製品や化学原料にリサイクルします

再生品
コークス代替品
油化
ガス化

発電などの 熱源として 利用します

清掃工場で焼却し、熱エネルギーや電力として
利用します

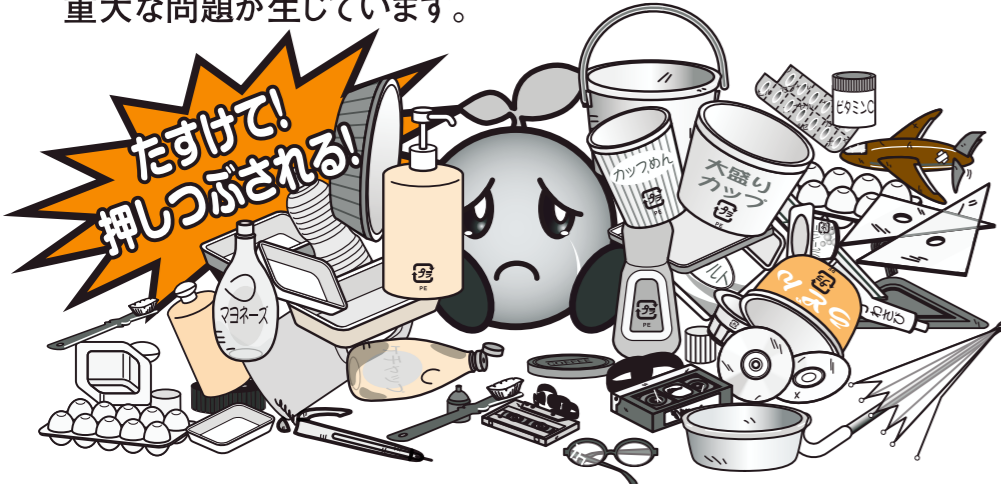
細かくして 埋め立て します

金属を取り除き、砕いて埋立処分します

平成19年度は、一部地域でモデル事業を実施します。

ごみになるプラスチックが増加中

◆プラスチックは、今や私たちの暮らしに深く入り込み、便利な生活に欠くことができないものになっています。その反面、家庭から出るプラスチックごみが増え続け、埋立処分場を圧迫するという重大な問題が生じています。



埋立処分場の姿



現在、埋め立て処分されているものの約50%がプラスチックごみです。この中には資源として利用できるものがたくさんあります。



現在使用している埋立地は東京港につくれる最後の処分場で、このままではあと30年位でいっぱいになるといわれています。

清掃工場の現状

23区の清掃工場は改築や焼却炉の改修が進められ、プラスチックなどを焼却した場合にも環境基準に適合した運転を行うことができます。



容器包装プラスチックのリサイクルの仕組みとは?

◆容器包装プラスチックの発生量を抑えるとともに、効率よくリサイクルを進めるために作られた「容器包装リサイクル法」では、消費者・市区町村・製造事業者によるリサイクルの役割が決められています。

